

## 此花区区政会議傍聴要領

### 1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに受付において区役所の指示を受けて会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議開催予定時刻の30分前から受付において行います。
- (3) 傍聴者が多数の場合は、入場を制限することがあります。

### 2 傍聴者の遵守事項

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食または喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、区長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

### 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場において区役所の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記「2 傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは退場していただきます。